

会 議 録

1 会議名

令和2年度第7回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○諮問（公開）

（1）諮問第108号 田舎屋の廃止について

（2）諮問第109号 雪中貯蔵施設の使用料の変更について

○協議（公開）

（1）地域活動支援事業に係る課題等について

（2）安塚区地域協議会視察研修（地域活動支援事業）について

（3）自主的審議について

○その他（公開）

3 開催日時

令和2年10月27日（火）午後7時から午後9時8分まで

4 開催場所

安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

5人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二

外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大橋次長、石川市民生活・福祉グループ長（併

教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主事

・農村振興課：栗和田課長、廣田副課長

・浦川原区総合事務所：池田班長

8 発言の内容（要旨）

【大橋次長】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【松苗正二会長】

- ・挨拶

【大橋次長】

本日の会議録の確認は、内規により松苗正二会長にお願いします。

条例第8条第1項の規定により、松苗正二会長から議長を務めていただく。

【松苗正二会長】

次第3諮問事項（1）諮問第108号 田舎屋の廃止について、から議事を進めていく。農村振興課に説明を求める。

【農村振興課 栗和田課長】

資料No.1に基づいて、田舎屋の廃止に係る諮問内容について説明。

【松苗正二会長】

農村振興課から説明があったが、何か御質問等あるか。

【吉野誠一委員】

田舎屋管理運営費について、今年度の予算額が53万6千円となっている。昨年度に比べ、6万8千円増となっている。ホームページで確認しているため、間違いはないと思う。昨年度の予算額が46万8千円であったが、不用額がかなり出ている。不用額の要因は少雪によるものなのか、お聞きしたい。また、私は今年度から地域協議会委員となったため、田舎屋の廃止について、これまでの流れは分かっていない。前回の地域協議会での説明を聞き、廃止になるんだという風に受け止めていた。条例を廃止して、普通財産となった場合、その後の選択肢としては譲渡、貸付、取壊しの3つくらいしか残っていない。今の説明を聞く限り、譲渡、貸付と言っても相手がなかなか見つからない中で、取壊しとなる場合、いつ頃を予定しているのか。施設の廃止について、平成27年度の第6次総合計画の中で公の施設の再配置計画というものが作られた気がする。その当時に比べ、気象変動による大きな災害や新型の感染症の流行など、色々なものが想像を超える形で発生してきている現状において、公の施設について、もう一度新しい時代の中で再評価をする検討をされてきたか。私はすごく大事なことだと考えている。保護隔離施設として評価できないか、指定緊急避難所として評価できないか等の検討はされたか、お聞きしたい。

【農村振興課 栗和田課長】

まず、1点目の予算の関係について回答する。令和元年度に不用額がかなりあったという点について、参考資料1に記載のとおり令和元年度の施設維持管理費の実績額は2万4千円ということで、予算額に比べかなり少なくなっているが、これは除雪費用である。田舎屋と手しごと館については、しっかりと除雪をしないと雪で施設の破損につながるため、除雪費用を予算に計上している。昨年度は御存知のとおり少雪ということで、除雪費がほとんどかからなかったため、不用額が多かったものである。

続いて、廃止をして普通財産化した後の施設の方向性についてであるが、これまで休止期間中も地元の朴の木自治会及びおぐろ町内会の皆さんとお話をする中でなかなか利活用、普通財産化後の新しい活用法という方針は出てこなかったため、譲渡、貸付は難しいと考えている。そうすると、除却という形になるが、除却はいつ頃かという御質問について、市でも計画を進める中でこういった除却となる施設は他にもあり、予算的な問題もあるため、この場でいつということは申し上げられない。地域の皆様に御迷惑がかからない中で、できる限り早めにとは思っているが、いつという確約はできない点を御理解いただきたい。

3点目の御質問について、平成27年2月に市では公の施設の再配置計画を策定している。その中で市内の各施設について、一度方向性をお示ししたうえで、地域の皆さんとこれまでお話をさせていただいており、今年度新たな再配置計画の策定を進めているところである。私どもの所管施設で申し上げれば、以前の計画でお示した内容について、現状を踏まえて、地域の皆様とこれまでお話させてきていただいております、以前の計画とは違った方向性が出ている施設もある。色々な種類の災害が多発し、また新型コロナウイルス感染症が流行している中で、公の施設の再評価というところは、個々の私どもの所管施設だけでなく、市全体に関わる内容であり、全体をとりまとめる行政改革推進課に確認したうえで回答させていただきたい。前回の地域協議会の中で、包括的な検証結果等について、行政改革推進課から別途お示しするという回答をさせていただいていると思う。また本日御要望があったということで、その旨申し伝える。この場で再評価しているか否かについて、お答えできないため、ご了承いただきたい。

【吉野誠一委員】

もう1点お願いしたい。今のところ、取壊しの方針ということで視野に入っていると思うが、普通財産となったら窓ガラスが割れているのに修繕をせず、朽ち果てるまで何も構わないでいるのではないかという心配もある。普通財産に切り替えた時点で、市で

しっかり施策を練って、取壊しまでの間の適切な維持管理をしていただきたい。雨漏りのまま、窓ガラスが割れたままで、放り投げられては困るため、要望として申し上げておく。

【農村振興課 栗和田課長】

廃止後も普通財産ということで市の財産であることに変わりはないので、周辺に御迷惑をおかけすることがないように、修繕等必要に応じてしっかりと対応する。地域の皆さんに御迷惑をおかけすることがないように管理していきたいと考えているため、御理解いただきたい。

【松苗正二会長】

吉野委員よろしいか。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

他に御意見等あるか。

(質問なし)

他に御意見等なければ、諮問第108号 田舎屋の廃止についての諮問に対して、本日答申に関して協議することとしたいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、答申について協議を行う。なお、諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、区内の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を求めるものである。答申についての協議に当たっても、この観点からの議論となるよう留意いただきたい。また協議の結果、必要であると判断した場合は、答申に関連する事項として附帯意見を付けることが可能である。答申の内容について、何か御意見のある方はいるか。

【吉野誠一委員】

1点質問する。これは、本日答申について協議して、結果を出すということか。

【松苗正二会長】

そうである。

【吉野誠一委員】

出せるのか。今聞いただけで答申を出せるのか。もう少しじっくり協議してはどうか。どうせ12月定例会までに間に合えばいいのであるから、11月に協議してはどうか。

【松苗正二会長】

吉野委員から本日答申すべきでないのではないかという御意見があったが、先ほど農村振興課から説明があったように地域住民に対しての意見交換等は完了している段階である。さらに、今後のことに関しても、地域住民の皆さんから自分たちで施設の維持管理を行うことは困難であるとの考えが示されている。これ以上、何か私たちの方でできることがあるか疑問に感じるが、皆さんはいかがか。何か御意見のある方はいるか。小松委員はいかがか。

【小松光代委員】

先ほど農村振興課から今日に至るまでの経緯を説明いただいた中で、地域の方々も御理解されているのであれば、来月に協議を延ばすのはいかがなものかと思う。

【松苗正二会長】

小松委員からもそのような御意見が出ているが、他に御意見のある方はいるか。

【中村真二委員】

今日朴の木の集落の作業があったため、今回の地域協議会で田舎屋の廃止の件が諮問事項として予定されている旨を伝えた。先ほど農村振興課から説明いただいた内容と集落の皆さんの話とで齟齬があれば、地域協議会の場で何か発言しなければならないと思っていた。地域の皆さんも納得されているわけではないが、自分たちでは建物の維持管理まで手が回らなくてできないということで、仕方がないという風に話していたので、特に田舎屋の件については来月まで協議を延ばさなくて良いと私は思っている。

【吉野誠一委員】

答申書の書面はどのようになるのか。答申は当然書面で出されると思うが、どのようになるのか。

【松苗正二会長】

答申を本日出そうとしているわけである。

【吉野誠一委員】

答申書の書面を見せてほしい。答申は口頭でするわけではない。

【松苗正二会長】

今、皆さんが答申として、地域の方々がこのような形で望んでいることについて、他に何か意見があるかどうかを本日まとめるわけである。

【吉野誠一委員】

そうなのか。協議ではないのか。本日協議するという話であった。

【松苗正二会長】

協議である。

【吉野誠一委員】

答申は先延ばししないということであった。答申を先延ばししないということは、本日答申書を作成しなければいけないということである。

【松苗正二会長】

事務局から説明をお願いします。

【大橋次長】

本日協議していただき、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、諮問内容について問題がないということであれば、会長名で市長宛に安塚区の住民の生活に及ぼす影響はないという旨で答申をいただくことになる。

【吉野誠一委員】

書面にして出すということで良いか。

【松苗正二会長】

そうである。

【松野修委員】

安塚区の住民の生活に及ぼす影響が少ないことから、廃止はやむを得ないという形で良いのではないか。老朽化も踏まえてという意味で。

【松苗正二会長】

それをこれから協議して、皆さんがそれで良ければその内容で答申を出すということである。吉野委員よろしいか。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

それでは、答申について協議を行う。何か御意見等あるか。

【吉野誠一委員】

諮問されたとおりに答申することに異存があるわけでない。しかし、普通財産となった後、窓ガラス等見た目の悪いところは修繕するとしても、雨漏り等はほとんど修繕せず、お金をかけない施設もあるという話をあちこちで聞いている。ついては、適切な維持管理をしてもらいたいという附帯意見をつけていただきたい。

【松苗正二会長】

吉野委員から適切な維持管理を求める旨の附帯意見をつけてほしいという御意見があったが、他の委員の皆さんはそのような附帯意見を付けた方が良いと思うかどうか伺いたい。

【外立正剛委員】

吉野委員が言ったとおり、見た目の問題もあるため、答申の中に維持管理をしっかりしてほしいということで附帯意見を付けた方が良いと思う。景観条例等もあると思うが、窓ガラスが割れたままになっているようなみっともないことが無いよう、要望になるのか分からないが、答申の中に一項目として入れていただいた方が良い。

【新保良一委員】

確かに答申書の中に入れていただいても良いと思うが、それは市も当たり前のこととして承知していると思う。空き家対策でもそうであるが、空き家を放置して事故が起きた場合に誰が責任を取るかといえば、所有者が責任を負わなければならない。市は所有者に対してそういったことを伝えているわけである。答申書の中で言うのも良いが、市も当たり前のことと思っているはずである。

【吉野誠一委員】

実際はそうではない。

【新保良一委員】

そうであると思う。

【吉野誠一委員】

申し上げる。安塚ではどうか知らないが、他の施設では普通財産に変わった途端に目に見えない雨漏りであるとか、そういうものがほとんど修繕されてない事例がある。

【新保良一委員】

そういう細かいものまでは知らないが。

【吉野誠一委員】

そういうものも含めて、きちんと適切に管理をしていただきたいと思っている。

【新保良一委員】

管理はすると思うが。

【吉野誠一委員】

していない。

【新保良一委員】

細かいことまでは私も知らないが、地域住民に被害が及ぶことが無いよう、一定程度の管理をするということで100パーセント承知されていると思う。承知していなければおかしいと思う。

【山岸重正委員】

私は附帯意見として付けても良いと思う。行政が使用するかどうかは分からないが、付けた方が地域住民に対してきちんと伝わっていくのではないかと思うので、その方が私も良いと思う。

【新保良一委員】

私は付けるべきでないと言っているわけではない。付けるのは良いが、それくらいのことは市も承知しているのではないかということを行っているだけである。

【山岸重正委員】

承知しているとは思う。

【吉野誠一委員】

予算が減ってくればやらない。

【松野修委員】

お互いルールの中で生きているわけであるから、そこを疑っていたらキリがない。

【吉野誠一委員】

実際そうになっている。天井が染み付いたりしている。

【松野修委員】

それを予測して附帯意見として出すのはどうなのか。

【吉野誠一委員】

天井が雨漏りなどで染み付いて、例えばお盆に帰省した時に自分の出た学校がそのような状況になっているのを見た場合、住民にとっては大変な心理的負担となる。だから、目に見えるところだけでなく、目に見えないところも含めて、適切な管理を求めるべきであると思う。

【松苗正二会長】

市からの先ほどの説明の中で、適切な管理を行うというお話があったが、安塚区地域協議会として「適切な維持管理をしてもらいたい」という旨の附帯意見を付けるということによろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、そのような形で附帯意見として付けさせていただきます。

以上の内容でよろしいか。

(「はい」の声多数)

答申の内容としては、これで進めていただければと思う。地域住民の生活に支障が生じるという御意見がなければ、「地域住民の生活に支障はないものと認めます」ということで答申を行いたいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声多数)

事務局側もそのような内容でお願いしたいと思う。

続いて、(2) 諮問第 109 号 雪中貯蔵施設の使用料の変更について、農村振興課から説明をお願いします。

【農村振興課 栗和田課長】

資料 No. 2 に基づいて、雪中貯蔵施設の使用料の変更に係る諮問内容について説明。

【松苗正二会長】

農村振興課から説明があったが、何か御質問等あるか。

【吉野誠一委員】

魚沼の雪室を見てみたところ、平米当たりの単価になっていた。施設の造りが違うということもあるのかもしれない。算定根拠について、維持管理費の 2 分の 1 を利用者から負担してもらうということを念頭に使用料を設定した旨の説明があったが、実際高いのか、安いのかは私は分からない。しかし、これがあまりにも高いために、市外の業者が営業目的で利用する場合に預けてもらえなくなってしまうということも心配される。算定された使用料が適切なのかどうかが分かりづらい。

【農村振興課 栗和田課長】

まずは地域にある和田の雪室について、先ほど説明させていただいた。事業者が使っている雪室がメインとなるが、そちらの使用料と大きな格差が生じてしまうと利用が偏ってしまうことになるため、管理している団体の皆様とも何度か協議を行ってきた。結果として、営業目的であれば同じような価格帯ということで今回の使用料の設定に至った。そもそも条例の中でも定められているが、地域の産業振興、特に農業の振興に資するために整備した施設である。その観点からいって、今までも営業目的とそれ以外の目的とで使用料に差が設けられていた。今回の使用料の変更に当たっても農業者、農業法人等については、事業目的でないため、半額ということで設定させていただいた。色々なお考えがあり、これが必ずしも適切とは言えないかもしれないが、我々としては地域

全体の中で建物のコンセプトも含めて今回の料金設定が適切であると考えているところである。また、先ほど申し上げたように県内他市にある同様の施設でいうと、小千谷市にあるパレット方式の雪室や福島県会津にある雪室も同じような料金設定となっている。今回設定した使用料が大きく安い高いということではなく、適正な範囲内での使用料設定になっていると考えている。

【吉野誠一委員】

もう1点質問をお願いしたい。別紙資料の別表第1に定める使用料については、利用開始前に納付しなければならないこととなっている。例えば安塚区の生産法人が米100俵を11月から3月まで保管したいと考えた場合、その使用料というのは1か月分を納付することとなるのか。米100俵を11月から3月まで保管するとすると、莫大な金額になる。このような場合は、特別な理由があると認めるときに該当するとして政治判断が出てくるのか。その辺りをお聞きしたい。

【農村振興課 栗和田課長】

これまでの焼失前の雪室の使用料についても、別紙資料の現況欄に記載のとおり「使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部または一部を納付することができる」と定めており、同様の記載としている。何か月か利用する場合はその全額を利用開始前に全額を納付いただくことが原則となるが、利用者に確認したうえで開始後に月ごとに納付いただくことも可能であるため、利用者と調整しながら適切に運用していきたいと考えている。

【吉野誠一委員】

条例上申入れがあれば、市長の政治的判断で決めるということで良いか。

【農村振興課 栗和田課長】

「特別な理由があると認めるとき」と定めているので、特別な理由があると認められる事情があれば、承認することとなる。

【吉野誠一委員】

いずれにしても議会で条例を制定する際に揉めることになると思うので、そこは議会にお任せしたいと思う。

【松苗正二会長】

他に御質問等あるか。ちなみに今回示された使用料について、和田の雪室を利用している酒造会社などから特別高いというような声はあがっていないということで良いか。

【農村振興課 栗和田課長】

直接聞いたのは樽田を利用されている方であるが、和田については事務局をされている雪だるま財団などと何度かやりとりをして、調整・協議を行い、御納得いただいている。酒造会社からは直接聞取りをしていない。

【松苗正二会長】

酒造会社は複数年利用されていて、適正な使用料であると考えてよいと思っている。

【農村振興課 栗和田課長】

どうしても酒造会社の場合は営業上の目的での利用となるため、和田と樽田ではどちらも定額使用料の200パーセントということで、基本的には同額となり、どちらを利用いただいてもよいと考えている。ただし、私どもとしては今回整備する雪室については、発信という側面もあるため、できるだけ色々な物を貯蔵して訪れる方に見ていただき、上越市のPRにつなげていきたいと思っている。その辺りは雪だるま財団と協議しながら、相互に有効活用をしてお互いにメリットがあるような形で施設を運用していきたい。和田と樽田のどちらがということではなく、相互に連携しながらいいPRができればと思っている

【吉野誠一委員】

施設の管理運営は指定管理となるのか。

【農村振興課 栗和田課長】

これから決定していくこととなるが、これまでは指定管理ではなく、業務委託ということで運用してきた。

【松苗正二会長】

他に御意見等あるか。

【外立正剛委員】

1パレットの最大保管量が米袋だと35袋となっているが、3段パレットになれば3倍くらいの貯蔵量がとれるという前提があるか。

【農村振興課 栗和田課長】

できるだけ貯蔵量を確保したいと考えている。ただし、フォークリフトで上まで積みなければならないため、平面図で貯蔵庫の真ん中が空いているが、そこはフォークリフトの移動のために空けている。高さもあるのでフォークリフトの届く範囲はパレットを積んで、空いているところにはカゴ台車を入れながら、スペースを有効活用していきたいということでパレットを3段積めるような設計となっている。できるだけ多くの貯蔵量を確保

できるような仕様にしている。

【外立正剛委員】

使用料が少し高いのではないか。今までは20円だったが、3段積めるようになるのであれば、逆に安くなっても良いのではないか。

【農村振興課 栗和田課長】

3段に関しては、ラック1つが1パレットとなる。

【外立正剛委員】

そういう考え方になるのか。

【農村振興課 栗和田課長】

見えづらくて申し訳ないが、添付した資料のとおり赤いラックの1区画が1パレットとなる。3段あれば3パレットとなる。

【外立正剛委員】

承知した。

【松苗正二会長】

他に御意見等あるか。

【外立正剛委員】

利用者がこの使用料が良いということであれば、問題ないと思う。

【松苗正二会長】

外立委員から御意見があったが、他に御意見等なければ、諮問第109号 雪中貯蔵施設の使用料の変更についての諮問に対して、本日答申に関して協議することとしたいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、答申について協議を行う。答申の内容について、何か御意見等あるか。

(「なし」の声多数)

地域住民の生活に支障が生じるという意見が特になければ、「地域住民の生活に支障はないものと認めます」として、答申を行いたいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声多数)

附帯意見はなしでよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、「地域住民の生活に支障はないものと認めます」として、附帯意見はなしで答申を行うこととする。

以上で諮問事項に関する審議を終了とする。ここで、農村振興課職員及び浦川原区総合事務所職員は退席となる。

(農村振興課及び浦川原区総合事務所職員退席)

次に次第4協議事項(1)地域活動支援事業に係る課題等について、事務局に説明を求める。

【萬羽主事】

資料No.3に基づいて、地域活動支援事業に係る課題等についての集計結果を説明。

【松苗正二会長】

事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

(質問なし)

それでは、1 制度全般についてから進めていく。協議を要する事項のうち、1番目と2番目、5番目の項目について本日協議を行う。

1番目と2番目の項目については、内容が重複しているため、あわせて協議を行うこととする。複数回採択を受ける場合に補助率について制限を加えるべきかどうか等、協議を行いたい。御意見等あるか。

【吉野誠一委員】

同じ団体が提案書を出しているということについて、何がいけないのかが分からない。権利ではないか。市民の権利であるから権利を行使することはいいし、複数回申請している団体について、自助努力をしているかどうかはプレゼンテーションの時に聞くべきである。我々が構える問題ではないと思う。ましてや、補助率に制限を加えるというのは僭越ではないかと思うが、いかがか。

【松苗正二会長】

吉野委員から補助率に制限を加えるべきではないという御意見と毎回申請をしても特に問題はないという御意見があった。これについて、他に御意見等あるか。

中村委員、前期の地域協議会委員の中で、毎回同じ団体が提案書を出している場合と複数回申請している場合について、協議をしたように記憶している。当時の協議では、複数回申請している場合は資金を集める努力をしていただきたいというような内容であったと思うが、いかがか。

【中村真二委員】

そういう意見があったかどうかということか。記憶があいまいで、はっきりと覚えていない。

【松苗正二会長】

小松委員はいかがか。

【小松光代委員】

自助努力として自分たちで資金を集める努力もしたらいいのではないかという意見はあったと思うが、資金を自分たちで調達しなさいというような内容ではなかった。毎回同じ団体が提案書を出すことに対して、補助率に制限を加えるということに関しては、吉野委員が先ほど言われたように制限等加えるべきでないと思う。

【松苗正二会長】

頑張ってもらいたい、努力してもらいたいという内容であり、前回の協議の中では複数回申請を出しても良いということであった。ただし、補助金が出るからといって、甘えた考えで常に申請を出してもらっても困るというものであった。

【吉野誠一委員】

この事業趣旨からいって、我々にそんなことを言える権限がどこにあるのか。そんなことを言えるなんて、恐ろしくて考えられない。

【松苗正二会長】

それについては、内容によるということである。例えば以前に備品を購入する事業が議題となったが、備品購入にあたり、毎回同じ備品を常に申請することはおかしいのではないかという意見が出された。自分たちで努力して資金を集めて、その分の一部でもなんとか賄ってもらおうよう努力してもらいたいという内容の意見であった。したがって、複数回申請することはダメだというのではなく、複数回申請しても構わないが、同じ備品の購入を常に申請することに対して、それに関して何も努力していないのではないかと捉える委員もいらっしやった。可能な範囲で自助努力をお願いしたいという、内容であった。

それを踏まえて他に御意見のある方はいるか。秦委員はいかがか。

【秦克博委員】

私は制度全般について、現行のとおりでよいとして、意見を記載したため、変更の必要はないと考えている。

【松苗正二会長】

新保委員はいかがか。

【新保良一委員】

これと似たような内容で後から出てくると思うが、補助率の問題についてである。私

は、同じ団体が毎回申請するのはおかしいということではなく、次のページにある補助率が100パーセントとなっているのはいかがなものかという事項を提案させてもらった。やはり、最終的には自主努力も必要であるという考えから挙げさせてもらっている。これは、市が100パーセントということを謳ってきていることに対して、いかがなものかということである。農業等様々なものがあるが、どういう補助金、助成金であっても100パーセントというものはあまりない。先ほど会長が言われたように、備品を揃えてくれとか、そういった事業内容のものについては、少し自主努力も必要ではないかと考えている。

【松苗正二会長】

令和2年度地域活動支援事業に関するQ&Aの中のQ1-5で「補助率のほか、補助金額の上限や下限の設定はあるのですか」という問いに対して、「補助率については、資金調達が活動の障害にならないよう、10分の10以内を上限とします」という回答が掲載されている。資金活動については、あまり無理なことは求めず、活動が良いものであれば協力しましょうという趣旨であると思われる。市としても特に補助率の制限等についてはあまり言及しないということではないか。

【新保良一委員】

100パーセントでなくても自主財源を設定している団体はいるのではないか。

【松苗正二会長】

そうである。

【新保良一委員】

100パーセントを補助金に頼らず、自主努力で実施している団体もあり、そういう方向がいいのではないかと思う。

【山岸重正委員】

私もずっと地域活動支援事業を見てきているが、補助率100パーセントという事業はこれまでなかったと思う。

【新保良一委員】

当初募集の書類を見てもらえれば分かるが、最近はそういった事業もある。

【松苗正二会長】

山岸委員が言われるのは、総事業費に対して100パーセントとはなっておらず、団体の自己負担分もあるという意味でよろしいか。議題になっているのは、申請した金額に対して100パーセントの補助金を出すかどうかということで、総事業費とは別であ

る。

【山岸重正委員】

承知した。

【松野修委員】

市の考えもあって助成しているのであるから、現状のままで良いのではないか。配分額を超えた場合、補助額が削られることも過去にはあり、そういったこともあり得るのであるから、出せるものは出した方が良くと思う。

【新保良一委員】

地域活性化に繋がる事業であればまだ良いが、単に備品を揃えたいというような事業については、どうかと思う。

【松野修委員】

今年新たに地域活性化に繋がるような事業もいくつか出始めているので、これまで通り続けて良いと感じている。

【松苗正二会長】

提案がいっぱい出てきて、どの事業も採択となれば、補助額が分散していくので満額補助とはならないケースも今まで結構あったと思う。

それでは、これまでの御意見を踏まえて、1番目と2番目の項目については、補助率の制限を設けなくて、努力をしてもらうということによろしいか。

(「はい」の声多数)

次に5番目の項目について、協議する。これについて、御意見等あるか。

【山岸重正委員】

これについて、私はずっと委員であっても良いという風に言ってきたが、他の委員の方からはそういうわけにはいかないという意見が出されていた。

市としての見解を聞きたいとも思っていたが、協議会での協議により決めて良いということであった。

私自身は問題ないと思っている。

【吉野誠一委員】

公金の支出を決定するわけであるから、そこは厳格でなければならないというのが、地方自治法第117条の精神である。議会に限って117条は規定しているが、公金の支出を決定するという趣旨については、我々も同じ立場に立っている。利益相反の面もあり、こういうところはきちんとした方が良く思ったため、今回私が書かせてもらっ

た。

【松苗正二会長】

ほかに御意見等あるか。

(意見なし)

今ほど山岸委員から御意見をいただいたところであるが、この件についても前期の協議会の中で話が出ていたと思う。今回挙げられている代表が委員であるという部分について、私のことを指していると思われるが、私は代表ではないため、これには該当しない。それと地域活動支援事業に関するQ&Aの中のQ6-2に対する回答として、「地域協議会委員に提案内容の利害関係者が存在する場合であっても、委員の選任方法に公募公選制を採用していること、また、委員は団体の代表ではなく個人の資格で選任されていることを踏まえ、必要に応じて各地域協議会で対応を検討していただいています。」という回答が出ている。また、安塚区の地域活動支援事業については、できれば安塚区内の業者を優先的に使ってもらいたいという意見が前期の協議会の中で出ていたと記憶している。地域に密着した業者が事業に関係することについて、特に問題はないということで前期の協議会の中で決まっていたと思う。

【吉野誠一委員】

今言われたことは論点がすり替わっている。ここで申し上げているのは、委員が代表を務めている会社が入札をして落札をした場合にその委員が審議に参加することはともかく採点を実施することについて、117条の趣旨からいって公金の支出を決めるにあたり直接利害関係のある方は除斥するという制度を設けた方が良いということである。

【松苗正二会長】

今ほどの吉野委員の御意見について、「提案団体の代表者が委員である場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にはしない」ということで定められている。

【吉野誠一委員】

今回採点していた。代表ではないということか。代表でないということであれば、それはそれで良いが、ここの部分は明確にしておいた方が良い。

委員が代表を務める団体が提案してきたときには、審議には参加することができるが、採点には参加できないということで、除斥制度が設けられている。やはり117条の趣旨からいっても、公金支出の決定については厳格さを求めているのであるから、直接利害関係にある方が採点に参加することはうまくないと思っている。先ほど言われていたできるだけ地元の事業者を使ってくれというのは論点のすり替えであり、そうなっては

いけない。その点と私が申し上げていることは、全く別次元の問題である。

【松苗正二会長】

吉野委員から出された御意見について、何か御意見のある方はいるか。

【池田裕夫委員】

今ほどの話で審議には参加できるが、採点には参加できないということであった。そうすると、集計後の点数の出し方はどうなるのか。満点が下がることになるのか。

【松苗正二会長】

その点についても、協議をした経緯がある。採点に参加しない場合、その委員については、平均点を出す際の割り返す人数に加えないこととなるため、問題はないと思う。

【池田裕夫委員】

承知した。

【松苗正二会長】

基本的に代表者は採点に参加しないこととなっているため、問題ないと思う。

【吉野誠一委員】

事業者の場合については、何も決めていない。

【松苗正二会長】

事業者についても特に問題ない。地域協議会委員は報酬をもらっているわけではない。

【吉野誠一委員】

提案団体の代表者が委員である場合については、採点に参加できないということで決まっているが、委員が代表を務める会社が入札に参加して直接利害関係があるような場合にその委員が採点に参加して良いのだろうかという問題提起をしているのである。論点が変わらないようにしてもらいたい。

【松苗正二会長】

変わってないと思う。それについては、特に問題がないということで、今までの経緯があると考えている。

【吉野誠一委員】

そんなものあるのか。事務局の方で分かるか。

【村松班長】

先ほどの説明の中でもあったが、この件について自治・地域振興課の方で統一的なルールは定めていないため、各地区の協議会の中で決めていただくこととなる。

【松苗正二会長】

吉野委員からの御意見について、何か御意見のある方はいるか。

(意見なし)

これは私の会社という話ではなく、代表者の件についての話であるが、安塚の集落の場合は大勢の方がいる。私が住む小黒では、役員を務める方がすごく少ない状況が生まれている。私も集落の中では色々な役を務めているが、このような状況の中で皆さんも代表者になる可能性がこれから高くなっていくと思う。代表者になり、採点に参加できなくなることがこれから出てくるかもしれない。そのような事態になることも踏まえて、協議を行う必要があると思う。吉野委員が言われるように採点に参加できないことにするというのも1つの方法である。これまでの協議を踏まえて、池田裕夫委員から意見を伺っていきたい。

【池田裕夫委員】

私も吉野委員の言われた内容がほぼ理解できるので、業者の代表を務める場合に採点から外れるということについては、もちろん賛成である。

【松苗正二会長】

それは集落の代表も業者の代表も両方含めてということか。

【吉野誠一委員】

集落の代表については既に決まっている。

【萬羽主事】

一旦話を整理させていただきたい。吉野委員の御意見というのは、事業を業務として受注する業者の代表を委員が務めている場合に、その委員は採点に参加するべきではないということによろしいか。

【吉野誠一委員】

そのとおりである。

【萬羽主事】

提案団体の代表者ということではなく、提案された事業を受注する業者の代表を委員が務める場合についての御意見ということである。

【松苗正二会長】

提案団体の代表者も含めてということではないのか。

【吉野誠一委員】

提案団体の代表者に関しては、安塚区では既にルールとして定められている。

【萬羽主事】

提案団体の代表者が委員である場合は、その委員は採点には参加できないということで既に現行の採択のルールとして定められている。そのうえで、吉野委員が言われているのは、業務を受注する側の代表が委員であった場合にルールを定める必要があるのではないかということである。

【吉野誠一委員】

直接利害関係にある方ということである。

【松苗正二会長】

そのような内容であると承知しているが、先ほど私が言ったように皆さんもこれから集落の代表者になる可能性が高い。その場合ほとんどの委員が採点できなくなることもあり得るため、それについても協議してもらえないかということで、付け加えて申し上げた。それを協議する必要はないか。

【吉野誠一委員】

必要ないと思う。1事業について、何人も委員が代表者となるわけではない。それ以外の委員は残っているわけである。

【松苗正二会長】

承知した。利害関係のある会社を経営している人が委員の場合、その委員は採点に参加すべきでないという御意見であるので、その点について御意見を伺いたい。

【新保良一委員】

吉野委員が言われるように当然のことであると思う。

【池田康雄委員】

お答えされるか分からないが、資料には小黒自治会のことが記載されている。当初募集で提案された小黒自治会提案の看板更新を内容とする事業について、松苗会長の会社及び他1社から約100万円の見積書が出ていた。もう業務は完了していると思うが、受注したのはどちらの事業者か。

【松苗正二会長】

10万円を超えるものについては、すべて2社以上の見積書の添付が必要となる。事務局に確認したい。小黒自治会提案の事業の場合、提案しているのは自治会である。その事業の中の業者の代表が委員かどうかというのはあまり関係ないと思うが、いかがか。

【村松班長】

その点について、吉野委員が問題提起されているので、協議会の中で協議いただきました

い。

【松苗正二会長】

そうであるが、例えば私の会社がこの提案をしているのであればダメであると思うが、小黒自治会が提案しているのであり、自治会がとった見積書であるから、直接関係しないと思うが、いかがか。

【吉野誠一委員】

申し上げる。地方自治法第117条「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」と定められている。つまり、私が営む書店がある本を多数提案団体から購入してもらった場合、私が委員をしていれば当然採点に参加できないということである。それは、利害関係者のためである。

【松苗正二会長】

事務局の意見はいかがか。

【村松班長】

事務局の意見というよりも、今ほどの利害関係云々については、所管課の自治・地域振興課にも確認した結果、採点に参加できるかどうかを定める統一的なルールはないということである。それを定めるのであれば、各地区の協議会の中で決めていただきたいということであった。

【松苗正二会長】

それは、Q&A等でも各地区の地域協議会で定めると記載されており、承知している。今まで前期の協議会も含めて、協議を行い、問題ないということで確認してきた。協議した結果、参加して良いということであった。

【吉野誠一委員】

それを見直してほしいということである。

【松苗正二会長】

吉野委員から、見積書を出した業者等少しでも利害関係のある業者の代表を委員が務めている場合、その委員は採点に参加しないという形で良いかどうか、御意見のある方はいるか。

(意見なし)

御意見がないようであれば、採決を行う。少しでも関係のある業者の代表を委員が務

めている場合、その委員は採点に参加しないということで良いと思う方は挙手をお願いしたい。

【吉野誠一委員】

ちょっと待っていただきたい。利害関係のある業者ではなくて、資料にあるとおり、配偶者または2親等以内の血族ということで、地方自治法に照らして私は記載している。それは、公金の支出を決定するにはそれくらいの厳格さが必要であるという精神が背景にある。少しでも関係のある業者であるから、委員は採点に入ってはいけないということではなく、その条件に該当する場合ということである。

【松苗正二会長】

今ほど吉野委員から補足があり、「議会では、自己及び配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある事案は、公正性を保つために除斥制度が設けられている。地域活動支援事業についても、市が基本ルールを定めた方が良いと思う。」という内容であるので、この内容に沿ってルールを定めるべきであると思う方は挙手をお願いしたい。

(賛成多数)

賛成多数となったため、自己及び配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある場合は、採点に参加しないということでよろしいか。

(「はい」の声多数)

採決が終わったが、事務局に確認したい。2親等以内の血族というのを確認しなければならないこととなるが、その点はいかがか。

【岩野所長】

課題等について皆さんにお聞きしたのは、次年度以降の地域活動支援事業の要綱等に盛り込むというのが1つの目的である。協議会の場で決められたものについては、次年度以降の審査から厳格に運用していく必要がある。提案団体に見積書を徴してもらうことになるが、それに関してはあらかじめ要綱等に記載したうえで、受付時に事務局で確認を行うこととしたい。

【松苗正二会長】

提案書受付の際、事務局に確認作業をお願いしたい。それでは、次年度の採択から自己及び配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある事業については、採点に参加しないという取扱いとさせていただく。

時間が午後9時になるころであるが、次のプレゼンテーションについても本日協議を行うか、それとも次回に回すこととするか。

（「次回で良い」との声多数）

長時間の会議となったため、以降の協議を要する事項については、次回の協議会で協議を行うこととする。

次に協議事項（２）安塚区地域協議会視察研修（地域活動支援事業）について、事務局に説明を求める。

【萬羽主事】

資料No. 4に基づいて、視察研修の実施計画等を説明。

【松苗正二会長】

事務局から説明があったが、11月16日（月）から11月30日（月）までの平日の中で、御都合の悪い日を伺いたい。ただし、11月18日（水）及び11月19日（木）は除くこととする。

【中村真二委員】

都合の悪い日が多く、11月24日（火）及び11月30日（月）であれば空いている。

【松苗正二会長】

中村委員の方から11月24日（火）及び11月30日（月）が挙げられたため、この2日間で御都合の悪い方がいれば、教えてもらいたい。

【吉野誠一委員】

場所と日にちを決めてもらい、そのうえで都合がつかなければ仕方がないのではないかと。

【松苗正二会長】

受入団体との調整がついていないため、それは難しい。

【新保良一委員】

全員の都合の悪い日を聞いていたら調整がつかないと思うので、いくつか候補日を絞って受入団体と調整してもらえれば良いのではないかと。

【松苗正二会長】

事務局に確認する。受入団体の方から希望日等は聞いているか。

【萬羽主事】

今の時点では、受入団体に御都合を確認した中で、都合の悪い日として11月18日（水）及び11月19日（木）が示されている。日にちを限定して調整しようとした場合、調整に時間を要することとなる可能性もあるため、可能であればいくつか候補日を

提示して受入団体と調整させていただきたい。

【松苗正二会長】

11月24日（火）及び11月30日（月）を候補日として調整をお願いしたい。

【萬羽主事】

11月24日（火）は通常であれば第8回地域協議会の日にあたるため、11月24日（火）に視察研修を実施することとなった場合は、別の日で地域協議会を開催させていただくこととなる。

【小松光代委員】

何日でも良いが、仕事の都合もあるため、早めに決定してお知らせしてもらいたい。

【萬羽主事】

いただいた御意見を基に11月30日（月）を第1希望日として調整させていただく。調整がつかない場合は別の日となるが、いずれにしても日程が決定次第、速やかにお知らせして出欠確認をさせていただく。

【松苗正二会長】

それでは、11月30日（月）を第1希望日として、調整をお願いする。

次に（3）自主的審議についての協議の予定となっているが、時間の関係でこちらについても次回の協議会に回すこととしたいと思うが、よろしいか。

（「はい」の声多数）

【吉野誠一委員】

視察研修について、出発は何時を想定しているか。過密日程になると思うが。

【萬羽主事】

詳細な時間については、また改めてお示しするが、基本的には9時出発を予定している。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

次に安塚区地域協議会としての審議内容について、確認を行う。事前に事務局へ審議依頼書の提出はあったか。

【大橋次長】

事前の提出はない。

【松苗正二会長】

それでは、次第5その他（1）次回協議会の開催日について、確認する。通常であれば次回は11月24日（火）午後7時から開催となるが、その日程でよろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは、次回は11月24日（火）午後7時から開催とする。

その他、何か連絡事項等はあるか。

【萬羽主事】

第3回地域協議会において池田裕夫委員から問合せのあった令和元年度安塚区市道除排雪委託料の実績額について報告。

配布資料について報告。

【松苗正二会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail：yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。